

TX 県内延伸に関する第三者委員会設置要綱

(目的)

第1条 茨城県総合計画において位置付けられている、TX 県内延伸の4方面案（水戸・茨城空港・土浦・筑波山）に関して、中立的な観点から、将来の県勢発展に向けた方面案の絞り込みを検討するため、「TX 県内延伸に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、延伸方面の絞り込みに係る事項を検討し、その結果を茨城県知事に提言する。

(組織等)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員は、委員会の目的を達成するため、必要な検討を行い、提言をとりまとめる。
- 5 オブザーバーは、委員会の目的を達成するため、専門的見地から審議に関する助言及び協力を行うものとする。
- 6 委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）の任期は、委員会設置の日から、委員会の提言をとりまとめる日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長（委員等の任命後、最初に開かれる会議において委員長が選任されるまでは「知事」と読み替える。以下同じ。）が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議、資料又は議事録は、委員等の自由な発言を担保する観点から、原則、非公開とする。ただし、会議、資料又は議事録の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがない場合はこの限りではない。
- 3 会議の終了後は、議事要旨を公開するものとする。

(代理出席)

第5条 委員等は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、委員等は、会議が開かれる前に、委任状を委員長へ提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員等の行為とみなす。

(秘密保持)

第6条 委員等及びその他委員会関係者は、委員会に関して知り得た情報を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

- 2 前項の委員会関係者とは、前条に定める代理人のほか、委員会資料の作成又は取り纏めを行う者をいう。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、茨城県政策企画部交通政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年12月7日から施行する。

別表（第3条関係）

TX 県内延伸に関する第三者委員会構成員（順不同）

	氏名	役職
委員	岡本 直久	筑波大学社会工学域教授
委員	板谷 和也	流通経済大学経済学部教授
委員	平田 輝満	茨城大学大学院理工学研究科都市システム工学領域教授
委員	鈴木 克典	茨城県信用保証協会会長
委員	石毛 光子	茨城県観光物産協会専務理事
オブ ザーバー	森高 龍平	首都圏新都市鉄道株式会社経営企画部長
オブ ザーバー	岡本 晋	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社総務部企画部長
オブ ザーバー	松木 拓	国土交通省関東運輸局交通政策部交通企画課長
オブ ザーバー	井相田 益弘	国土交通省関東運輸局鉄道部計画課長
オブ ザーバー	内堀 隆太	国土交通省関東地方整備局建政部計画管理課長
オブ ザーバー	今 佐和子	国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課長